



## Vol. 6 ★会社施設を利用した組合活動

弁護士 向井 蘭

狩野・榎本・岡法律事務所

### 会社施設を利用した組合活動について

#### 第1 会社施設を利用した組合活動

前回、会社施設を利用した組合活動について、述べたところ、お客様から以下の質問が寄せられました。

「組合員が会社前でビラ配りを始めた場合にどう対処したらよいか。

- I 公道でビラ配りを行った場合
- II ビルの敷地内だが中小企業が賃貸している事務所内ではない、エントランスホールや廊下でビラを配った場合
- III 事務所室内まで入ってきてビラを配った場合」

上記質問に答えたいと思います。

#### 第2 質問に対する答え

- 1 組合員が会社前ではあるが公道でビラを配った場合(上記I)

非常に良くあるパターンです。この場合、組合員がビラを配っていても、会社の敷地外ですから、会社の施設管理権は及びません。組合員が就業時間中に職場離脱をしてビラを配っていれば別ですが、休日などに会社敷地外でビラを配っていても、違法になるわけではありません。

会社にとって、非常に迷惑な行為ですが、現行法制の下でこれを止める方法はありません。

しかしながら、一步でも会社敷地内に入った場合は、話しは別です。その場で敷地内に入らないように注意をすることは何らかまわらないし、態様によっては刑事告訴をすることも可能です。敷地に一步でも入ればパトカーを呼んでも何らかまいません。

- 2 ビルの敷地内だが中小企業が賃貸している事務所内ではない、エントランスホールや廊下でビラを配った場合(上記II)

この場合は、共有部分に当たり、会社の施設管理権が必ずしも及ぶものではありません。この場合は、ビル管理会社が管理権を有していることが多いので、できれば事前に相談し、組合員が建物内に入ることを阻止して欲しいと要請すべきです。守衛や管理人がいれば、これらの人を通じて組合のビラ配りを中止させるべきです。

突然、組合がエントランスホールなどでビラ配りを始めた場合は、管理会社などに問い合わせる余裕がありません。この場合はどうしたらいいのでしょうか。

110番をして警察を呼ぶべきです。警察はGPSでパトカーを配車しているようですので、110番をすればすぐパ



トカーがきます。組合もいろいろ警察に言い分を主張しますが、ほとんどのケースではおとなしく帰ります。

このⅢの組合の行為は、必ずしも犯罪行為とは限りません。お客様によっては、このようなケースで、警察を呼んで、警察から迷惑がられるのではないかと思う方もおりますが、このようなケースで会社がパトカーを呼んでも、警察がパトカーを呼んだ行為について怒ったり、迷惑がったりしたことはありませんのでパトカーを呼ぶことに躊躇すべきではありません。

### 3 事務所内まで入ってきてビラを配った場合（上記Ⅲ）

この場合もまずすぐに110番をして警察を呼ぶべきです。そして、組合にビラ配りをやめ、すぐ退去するよう注意をするべきです。場合によってはもみ合いになることがあります。絶対にこちらから胸を押ししたり、小突いたりしてはいけません。

また、ユニオンのスタッフだけではなく、会社従業員である組合員が事務所内まで入ってきてビラを配ったのであれば、

懲戒処分を行うべきです。これは意外と効果があります。

上記Ⅲは、建造物侵入罪にあたり、れっきとした犯罪行為です。労働組合であるからと言って、犯罪行為を犯して良いわけではありませんので、この場合は、刑事告訴を行ってもよいと思います。

## お気軽にご相談ください

弁護士向井蘭に御用の場合は、お気軽にお電話ください。

弁護士 向井 蘭 (E-mail:r.mukai@mbm.nifty.com)

狩野・榎本・岡法律事務所 TEL:03-3288-4981 FAX:03-3288-4982

〒102-0083 東京都千代田区麴町4-2-6 第2泉商事ビル8階

執務時間:10:00~17:00